

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 5 月 14 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 ロジックガイシャ ソウワケンセツ 株式会社 宗和建设
 住所 奈良県橿原市中曽司町61-13
 代表者フリガナ氏名 マツダ ヨシカズ 代表取締役 松田 頼和
 電話番号 0744-47-3800
 FAX番号 0744-47-3870
 メールアドレス sakamoto@souwaconst.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 26 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6 年 5 月 24 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 宗和建设
住 所 檀原市中曾司町 6 1 - 1 3
代表者氏名 代表取締役 松田 頼和

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 マツダ 頼和 取 締 役 マツダ マミ	
事 業 の 範 囲	土木工事業、管工事業、給排水・衛生設備工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 宗和建設
上記事業所の所在地	郵便番号634-0845 住所 奈良県橿原市中曾司町61-13 電話番号 0744-47-3800 FAX番号 0744-47-3870 メールアドレス sakamoto@souwaconst.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
高岡 秀亘	第256616号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和6年5月14日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
切断用	塩ビカッター	VC-42	1	
	塩ビカッター	VC-32	1	
	パイプソー	カクダイ	1	
	グラインダー	マキタ14型切断機	1	
	金切りのこ		1	
加工用	面取器	13~50	1	
	やすり		2	
	ネジ切(REX)	S25A	1	
接合用	パイプレンチ	300	2	
	アングラス		1	
	ハンマー		1	
	パイプ挿入機	PIM200-R	1	
	ガストーチ	レッキス	1	
水圧テスト	テストポンプ (キョーワ)	T-50 K-P	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 5 月 14 日

申請者

氏名又は名称	株式会社 宗和建设
住 所	奈良県橿原市中曾司町61-13
代表者氏名	代表取締役 松田 頼和

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市中曾司町61番地の13
株式会社宗和建设

会社法人等番号	1500-01-011838	
商号	株式会社宗和建设	
本店	奈良県橿原市中曾司町713番地の1	
	奈良県橿原市中曾司町61番地の13	令和3年4月6日移転 令和3年4月28日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成19年3月28日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 管工事業 4. 給排水、衛生設備工事業 5. 舗装工事業 6. 造園工事業 7. 建設機械運送業 8. 前各号に附帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	2000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
	発行済株式の総数 200株	令和3年4月22日変更 令和3年4月28日登記
資本金の額	金500万円	
	金1000万円	令和3年4月22日変更 令和3年4月28日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	

奈良県橿原市中曽司町61番地の13
株式会社宗和建设

役員に関する事項	取締役	松田 頼和	平成29年 4月24日重任
			平成29年 4月26日登記
	取締役	松田 雅美	平成29年 4月24日重任
			平成29年 4月26日登記
	奈良県橿原市中曽司町713番地の1 代表取締役	松田 頼和	平成29年 4月24日重任
			平成29年 4月26日登記
登記記録に関する事項	設立		平成19年 3月28日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 6年 2月19日

奈良地方法務局橿原出張所

登記官

杉 本 孝 誠



定 款

商 号 株式会社 宗和建設

株式会社 宗和建设 定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 宗和建设 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 建築工事業
3. 管工事業
4. 給排水、衛生設備工事業
5. 舗装工事業
6. 造園工事業
7. 建設機械運送業
8. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良県橿原市 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2,000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第 7 条 当社は、株券を発行しないものとする。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 8 条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に該当株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公

告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときにこれを招集する。

(招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、株主総会の日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議事録作成者がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、1 名以上を置く。

(選任及び解任の方法)

第 20 条 当社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

第 22 条 取締役が 1 名以上の場合、その者を代表取締役とし、取締役が 2 名以上ある場合には、そのうち 1 名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(業務執行の決定)

第 23 条 当社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。ただし、次の各号に定める事項については株主総会の決議を要する。

- 一 本店移転
- 二 支配人の選任及び解任
- 三 支店の設置、移転及び廃止

(報酬等)

第 24 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当)

第 26 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払い開始の日から満3年を経過しても受領されたときは、当社は、その支払業務を免れるものとする。

本書は、当社の定款に相違ない。

令和 6 年 5 月 14日

奈良県橿原市中曾司町61-13

株 式 会 社 宗 和 建 設
代 表 取 締 役 松 田 頼 和



給付状 免状番号 第256616号 氏名 高岡 秀亘

免状交付日 平成22年 2月15日


生年月日 昭和50年 3月28日

本籍 奈良県

研修終了日 2023/03/11 eラーニング研修

本証発行日 2023/04/01

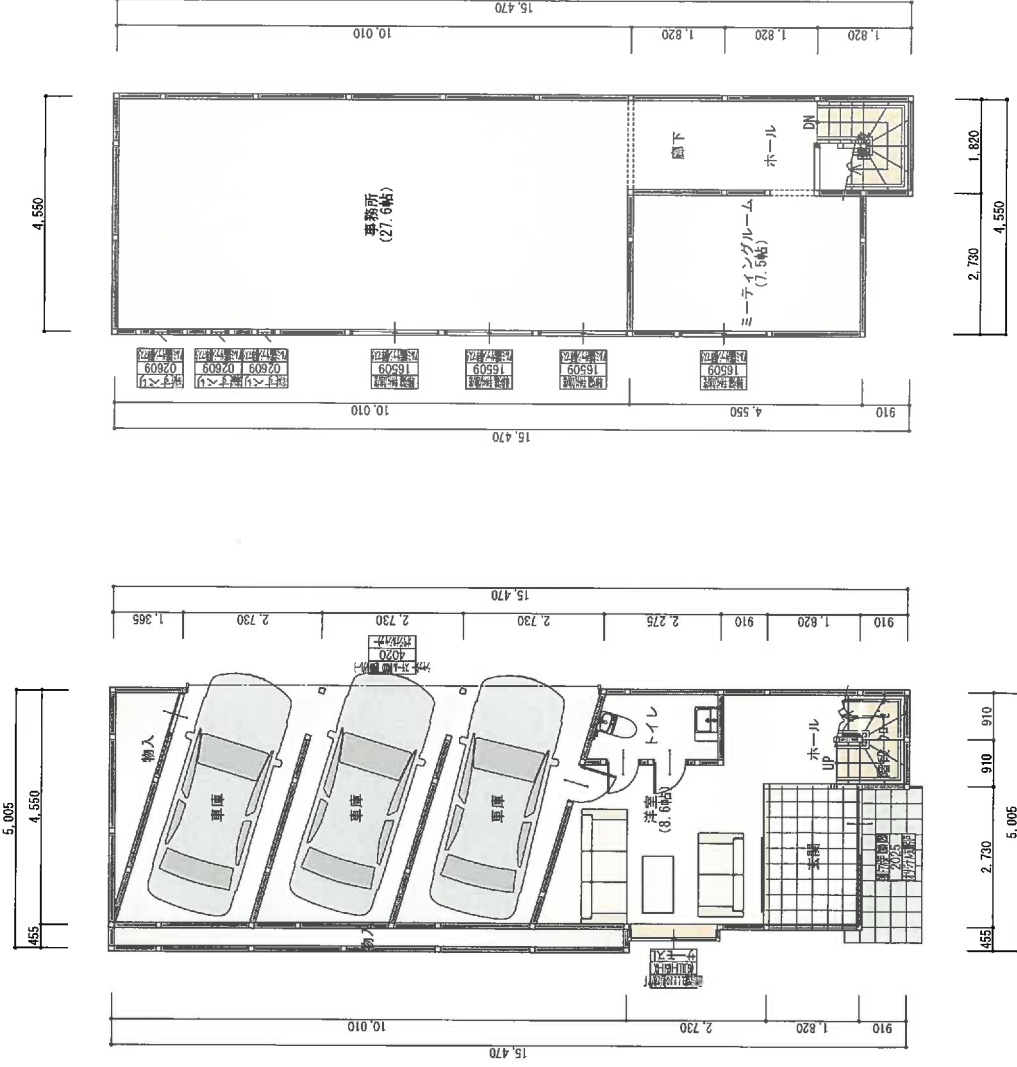
有効期限 2028/04/30



日本冷凍空調技術専門学校 技術振興財団理事長

事務所付近の地図





1階平面図 S:1/100

2階平面図 S:1/100

工事名 株 式 会 社 宗 和	管理 株 式 会 社 ア ル ク	設計者	担当者	図面名	図面No.
		日付	日付	1階平面図, 2階平面図	6
備考	奈良県橿原市太田市町202-1 TEL 0744-32-6007 FAX 0744-49-6004		縮尺	1/100	

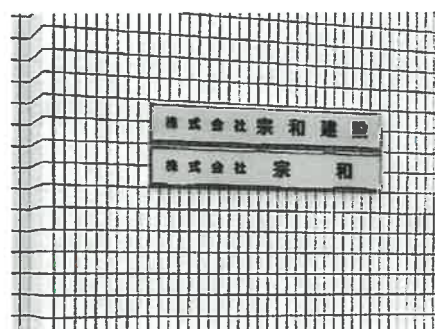
営業所概要書

(1枚目)

営業所の名称	本店
所在地	奈良県橿原市中曾司町61番地の13
電話番号	0744-47-3800
権利確認	1. 申請者（役員等を含む。）所有 2. 賃貸借 3. その他（ ）

1 建物の全景

令和3年 12月 10日撮影



2 事務所の看板等

令和3年 12月 10日撮影



営業所概要書

(2枚目)

3 事務所の入り口

令和3年 12月 10日撮影



4 事務所の内部

令和3年 12月 10日撮影



5 事務所の内部

令和3年 12月 10日撮影



2 建設業の許可票

令和3年 12月 10日撮影

建設業の許可票			
商号又は名称	株式会社宗和建设		
代表者の氏名	代表取締役 松田 頼和		
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
一般	<small>土木工事業、土石工工事業、土工事業、舗装工事業、築造工事業、しんせつ工事業、塗装工事業、解体工事業</small>	宗良第 知事許可 (般一29)第15257号	平成28年6月27日
一般	特殊工事業	宗良第 知事許可 (特一2)第15257号	平成28年7月14日
この店舗で営業 している建設業	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造工事業 舗装工事業 しんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工 事業 解体工事業		

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 5 月 14 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{カブレカゲイシヤ ソウワケンアツ}株式会社 宗和建设
 住所 奈良県橿原市中曾司町61-13
^{フリガナ}代表者氏名 ^{マツタ ヌリカス}代表取締役 松田 頼和
 電話番号 0744-47-3800
 FAX番号 0744-47-3870
 メールアドレス sakamoto@souwaconst. co. jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 26 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 5 月 14 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 宗和建设
住 所 橿原市中曾司町 61-13
代表者氏名 代表取締役 松田頼和

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の ~~解任~~ 選任 の届出 をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 宗和建设	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番	選任・解任の年月
高岡 秀亘	第256616号	日

給付装置工事主任技術者証

免状番号 第256616号 氏名 高岡 秀亘

免状交付日	平成22年 2月15日
生年月日	昭和50年 3月28日
本籍	奈良県
研修修了日	2023/03/11 eラーニング研修
本証発行日	2023/04/01
有効期限	2028/04/30



国土交通省 国土技術政策総合研究所 長

